

マンション・建築物の 耐震診断費用の一部を補助します



【令和5年度実施事業 事前相談受付期間】

令和4年4月1日(月)～令和4年9月30日(金)

※事業を実施するには前年度の内に事前相談の手続きをする必要があります。

【対象建築物について】

昭和56年5月31日以前に着工した下記の建築物(※1)

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ①幼稚園、保育園、幼保連携型認定こども園 | 2階以上で床面積 500㎡以上 |
| ②小学校、中学校 | 2階以上で床面積1,000㎡以上 |
| ③高等学校 | 3階以上で床面積1,000㎡以上 |
| ④老人ホーム、老人短期入所施設等(※2) | 2階以上で床面積1,000㎡以上 |
| ⑤病院、診療所 | 3階以上で床面積1,000㎡以上 |
| ⑥マンション(2以上の区分所有者が存するもの) | 3階以上で床面積1,000㎡以上 |

※1 昭和56年6月1日以降に増築等をしている場合は対象にならない場合あり

※2 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター

問合せ先・申請先 (下関市役所本庁舎2階C2窓口)

下関市建設部住宅政策課 住宅政策係

[TEL:083-231-1941](tel:083-231-1941)(直通)

受付時間:8時30分から17時(土日・祝祭日を除く)

1. 耐震診断補助について〔最大100万円〕

①補助対象者

対象建築物の所有者等で市税を滞納していない方

②対象の診断

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)に基づく耐震診断

③補助対象額

ア～ウに従い、算出した額の合計と耐震診断経費を比較して安価な額

ア 1㎡～1,000㎡以内 3,670円/㎡

イ 1,000㎡超～2,000㎡以内 1,570円/㎡

ウ 2,000㎡超～ 1,050円/㎡

④補助金の額

補助対象額の3分の2以内の額(1,000円未満の端数は切捨て)

※最大100万円まで

2. 申請書類について

【事前相談】

下関市建築物耐震化促進事業補助金事前相談書(様式第1号)

【交付申請】

①下関市建築物耐震化促進事業補助金交付申請書(様式第1号の3)

②事業実施計画書(様式第2号)

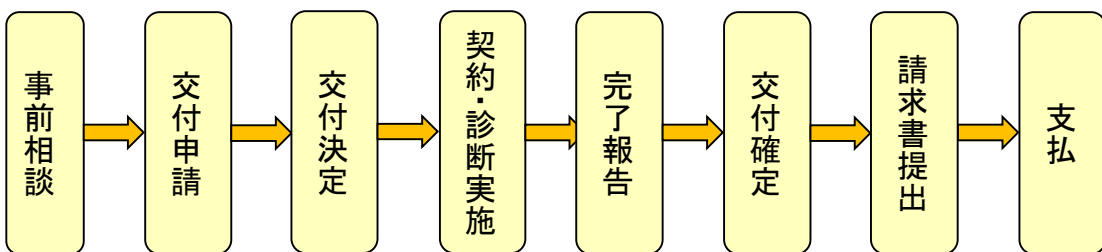
③対象建築物の所有者、建築年、建築確認年月日等が確認できる書類(登記事項証明書、確認済証の写し)

④診断費の見積書

⑤市税の滞納がないことを示す証明書(3ヶ月以内の発行)

⑥耐震診断実施についての管理組合の議決を証する書類等(マンションのみ)

3. 申請の流れについて



補助を受けようとする場合は前年度に事前相談の手続を行う必要があります。耐震診断を検討する際は早めにご相談ください。